

別表第2 (第2条関係)

物の種類	令第18条第3号の含有量(重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量(重量パーセント)
石綿(令第16条第1項第4号イからハまでに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
キシリジン	1パーセント	0.1パーセント
キシレン	0.3パーセント	0.1パーセント
クロロフェノール	1パーセント	0.1パーセント
鉱油	1パーセント	0.1パーセント
四アルキル鉛	—(加鉛ガソリンにあつては、100パーセント。)	0.1パーセント
ジクロロエタン(1,1-ジクロロエタンに限る。)	1パーセント	1パーセント
ジクロロエタン(1,2-ジクロロエタンに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
ジクロロエチレン(1,1-ジクロロエチレンに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
ジクロロエチレン(1,2-ジクロロエチレンに限る。)	1パーセント	1パーセント
ジクロロベンゼン(パラ-ジクロロベンゼンに限る。)	1パーセント	0.1パーセント
ジクロロベンゼン(パラ-ジクロロベンゼンを除く。)	1パーセント	1パーセント
ジシクロヘキシルアミン	1パーセント	0.1パーセント
ジシクロヘキシルアミン亜硝酸塩	1パーセント	1パーセント
ジニトロフェノール(2,4-ジニトロフェノールに限る。)	1パーセント	0.1パーセント
ジニトロフェノール(2,4-ジニトロフェノールを除く。)	1パーセント	1パーセント
ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート(別名ジノカップ)(2,4-ジニトロ-6-(オクタン-2-イル)フェニル=(E)-2-ブテノアート(別名メプチルジノカップ)に限る。)	1パーセント	0.1パーセント
ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート(別名ジノカップ)(2,4-ジニトロ-6-(オクタン-2-イル)フェニル=(E)-2-ブテノアート(別名メプチルジノカップ)を除く。異性体混	0.3パーセント	0.1パーセント

化合物*を含む。)		
ジメチルヒドラジン（1，1－ジメチルヒドラジンに限る。）	1パーセント	0.1パーセント
ジメチルヒドラジン（1，2－ジメチルヒドラジンに限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
硝酸アンモニウム	－	－
人造鉱物繊維（リフラクトリーセラミックファイバーに限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
人造鉱物繊維（リフラクトリーセラミックファイバーを除く。）	1パーセント	1パーセント
ドデシルフェノール（直鎖型及び分枝型のもの）（イソドデシルフェノールに限る。）	1パーセント	1パーセント
ドデシルフェノール（直鎖型及び分枝型のもの）（イソドデシルフェノールを除く。）	0.3パーセント	0.1パーセント
トリクロロエタン（1，1，1－トリクロロエタンに限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
トリクロロエタン（1，1，2－トリクロロエタンに限る。）	1パーセント	0.1パーセント
2，4，5－トリメチルアニリン	1パーセント	0.1パーセント
2，4，5－トリメチルアニリン塩酸塩	1パーセント	1パーセント
トルイジン	0.1パーセント	0.1パーセント
ニトリロ三酢酸三ナトリウム及びその一水和物（ニトリロ三酢酸三ナトリウム一水和物に限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
ニトリロ三酢酸三ナトリウム及びその一水和物（ニトリロ三酢酸三ナトリウムに限る。）	1パーセント	0.1パーセント
ニトログリセリン	－（98パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物にあっては、1パーセント。）	－（98パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物にあっては、0.1パーセント。）
ニトロセルローズ	－	－
ニトロトルエン（2－ニトロトルエンに限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
ニトロトルエン（3－ニトロトルエンに限る。）	1パーセント	0.1パーセント
ニトロトルエン（4－ニトロトルエンに限る。）	1パーセント	0.1パーセント
ニトロプロパン（1－ニトロプロパンに限る。）	1パーセント	1パーセント

ニトロプロパン（2-ニトロプロパンに限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
ピクリン酸	—	—
フェニレンジアミン（オルト-フェニレンジアミンに限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
フェニレンジアミン（オルト-フェニレンジアミンを除く。）	1パーセント	0.1パーセント
ブタノール（イソブチルアルコール及び1-ブタノールに限る。）	1パーセント	1パーセント
ブタノール（ターシャリーブタノール及び2-ブタノールに限る。）	1パーセント	0.1パーセント
ペンタクロロフェノール（別名PCP）	0.1パーセント	0.1パーセント
ペンタクロロフェノールナトリウム塩	1パーセント	0.1パーセント
ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）	1パーセント	1パーセント
メチルピリジン（3-メチルピリジンに限る。）	1パーセント	0.1パーセント
メチルピリジン（3-メチルピリジンを除く。）	1パーセント	1パーセント
硫酸亜鉛	1パーセント	0.1パーセント
硫酸亜鉛の一水和物及び七水和物	1パーセント	1パーセント
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト-トリル）に限る。）	1パーセント	1パーセント
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト-トリル）を除く。）	0.3パーセント	0.1パーセント

備考

- ※の異性体混合物には、2, 4-ジニトロ-6-(オクタン-2-イル)フェニル=(E)-2-ブテノアート（別名メプチルジノカップ）が含有されているものを含む。